

袖ヶ浦市 教職員の働き方改革ガイドライン



袖ヶ浦市教育委員会
令和8年3月改定

目次

1	袖ヶ浦市の教職員の働き方改革の目的	1
2	教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組	2
3	ガイドラインの性格	3
4	袖ヶ浦市の教職員の働き方改革の目標	4
5	袖ヶ浦市教育委員会の働き方改革の取組	5
(1)	「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	5
(2)	学校における措置の推進	7
(3)	教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	7
6	関連する取組、今後のフォローアップについて	8
【付録】	君津地方四市の各学校における働き方改革の具体的な取組例	9
(1)	業務改善の推進	9
(2)	部活動の負担軽減	11
(3)	勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	11
(4)	学校を支援する人材の確保	11
(5)	学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進	12
(6)	方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	12

1 袖ヶ浦市の教職員の働き方改革の目的

持続可能な学校運営と袖ヶ浦市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子供たちと向き合う時間を確保する。

昨今、グローバル化や急速に発達する情報化、少子高齢化の進行等、社会環境は急激に変化している。それに伴い、教職員の ICT 活用指導力がより一層求められたり、いじめや不登校、子供の貧困問題などが複雑化、多様化したりと、学校を取り巻く環境も大きく変化している。

こうした中、定期的実施している教職員の勤務実態調査の結果をみると、時間外在校等時間は減少傾向にある一方で、一定の割合で長時間勤務が続いている実態も報告されている。

教職員が心身ともに充実して子供たちと向き合い、教職員のウェルビーイングを確保し、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが、教職そのものの魅力向上や学校教育の充実につながる。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を加速的に進めていくことが必要である。

具体的には、教職員一人一人が自分自身の勤務実態と業務内容を把握すること等を通して、教職員の意識改革をさらに進めていく。また、業務の質的転換及び量的削減、精選を図ることを目的として、「チームとしての学校」の体制整備に向け、以前より配置してきた基礎学力向上支援教員や特別支援教員、児童支援員、学校司書、スクールカウンセラー、心の相談員、学校事務補助、スクール・サポート・スタッフ等のスタッフの充実と効果的活用に向けた取組等を進めていく。

さらに、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めるため、各学校の学校評議員や市PTA連絡協議会との連携を深め、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子供たちの資質・能力を高めるための学校運営を推進していく。

袖ヶ浦市教育委員会は、本改定を通して、教職員の長時間勤務の改善に取り組むことを含め、風通しの良い働きやすい職場づくりの構築に努め、本市の教育の質の一層の向上を図っていく。

2 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組

- 国は平成28年度に「教員勤務実態調査（以下、「調査」という。）」を行い、多くの教職員が長時間勤務をしている実態が明らかになり、平成31年1月には「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（以下、「国ガイドライン」という。）」を策定した。令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）の一部を改正する法律」を制定・公布し、各地方公共団体の判断による一年単位の変形労働時間制の選択的導入を可能とするとともに、国ガイドラインを法的根拠のあるものと位置づけることとした。

さらに、国は令和2年1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下、「指針」という。）」を制定し、同年7月には同指針を改正するとともに、「給特法施行規則」を制定・公布し、時間外在校等時間の上限の原則や一年単位の変形労働時間制の導入についての規定を整備した。

国が令和4年度、6年ぶりに行った「調査」では、前回調査（平成28年度）と比較して、在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教職員が多い状況が明らかになり、令和5年9月には「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」の提言が示された。

学校における働き方改革の具体的な取組例としては、令和2年から毎年大幅改定を加えている「学校における働き方改革事例集」が令和5年3月に改定されている。

直近では、令和6年8月の中央教育審議会での「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、令和7年6月には給特法等の一部を改正する法律及び指針が改正されている。

- 千葉県では、平成30年9月に「学校における働き方改革推進プラン（以下、「県プラン」という。）」を策定し、令和元年5月に一部改定を行った上で、令和2年3月と令和3年3月、令和6年3月に、国の指針やこれまでの取組に対する成果と課題等を踏まえ、改定を行った。

また、千葉県が平成30年度から実施している「勤務実態調査」の令和6年度の結果によると、「過労死ライン」といわれる1月当たりの正規の勤務時間を80時間超えて在校している教職員の割合は、学校における働き方改革が進むにつれて、徐々に減少傾向にあり、1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員も、全校種の教諭等においては平均で31.9%と令和5年度と比較すると5.3ポイント減少したが、中学校では46.0%と約半数ちかくの教職員が45時間を超えている実態が明らかになった。

- 袖ヶ浦市では、令和3年6月に「袖ヶ浦市教職員の働き方改革ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）」を策定し、取り組んできた。令和6年には、策定から3年を経過し見直しの時期にあたること、県プランの改定があったことを受け、より実効性が高まるよう本ガイドラインの改定を行ったが、上記の給特法及び指針の改正に伴い、現行本ガイドラインの対象期間終期を待たずに改定を行った。

また、袖ヶ浦市が令和元年7月から毎月実施している「勤務実態調査」の結果によると、全体的に改善傾向にあるが、中学校では、1月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えて在校している教職員は減少傾向にあるものの、1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員が未だ半数を超えているという実態が明らかになっている。

＜教諭等における在校時間等調査結果＞ 月80時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	袖ヶ浦市	千葉県	袖ヶ浦市
R4 . 11月	4. 4%	0. 0%	20. 5%	12. 0%
R5 . 11月	2. 7%	0. 0%	17. 7%	12. 5%
R6 . 11月	2. 4%	0. 0%	15. 0%	7. 0%

＜教諭等における在校時間等調査結果＞ 月45時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	袖ヶ浦市	千葉県	袖ヶ浦市
R4 . 11月	47. 0%	35. 1%	58. 9%	64. 8%
R5 . 11月	39. 9%	26. 8%	53. 7%	74. 1%
R6 . 11月	35. 1%	25. 1%	46. 0%	54. 8%

3 本ガイドラインの性格

- 教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものである。
- 袖ヶ浦市教育委員会は、本ガイドラインに基づき、市内小・中学校教職員における働き方改革を着実に推進する。
- 対象期間は、国や県の動向を参考とする。
- 国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととする。
- 教職員の働き方を学校内の課題に留めず、保護者・地域との連携と相互理解のもと、学校の役割を適正化し、持続可能な教育環境を構築することを目的とする。

4 袖ヶ浦市の教職員の働き方改革の目標

前回改定時の本ガイドラインでは、持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために、国ガイドラインや県プランを参考に、以下（１）（２）の２つの目標を掲げた。

今回の令和７年度に改正された給特法等の一部を改正する法律において、全ての教育委員会が文部科学大臣の定める指針に即して、学校における教職員の時間外在校等時間の上限や具体的な数値目標の設定、業務量管理及び健康確保措置の実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定することが義務付けられた。具体的には今後将来的に、１か月の時間外在校等時間が４５時間以下となる教職員の割合を１００%とすることや、年間平均を３０時間程度へ縮減する目標など、教職員の長時間労働の是正に向けた具体的な数値目標が設定されている。

また、年次有給休暇の取得は、教職員の心身の健康を保持し、長時間労働の是正を図るうえで重要な指標として位置づけられ、年休取得率を数値として把握・改善することは、業務の効率化や働き方の見直しを促し、結果として子供と向き合う時間の確保につながることから、千葉県の教職員の働き方改革を進める上で有効であり、今回目標の１つとして加えることとした。

なお、実施計画については改定された本ガイドラインをもって充てることとする。

この目標を設定する意図は、目標を実現するための環境づくりや各教職員の意識改革を推進し、具体的な方策や課題点の見直しを行うことにある。

（１）時間外在校等時間の上限の設定

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務※）」が、１か月あたり４５時間、１年あたり３６０時間を超えないようにする（特別の場合を除く）。

※ 「時間外勤務」は、休憩時間を除いた校内に在校している在校時間に、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間７時間４５分を減じた時間を表している。

（２）教職員の意識改革

- 教職員が心身ともに健康を保ち、持続可能な学校運営と教育の質を高めるために、教職員一人一人が働き方を見直し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識改革と業務改善を目指す。目標指数は、次のとおりとする。

① 子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合８９％

② 勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合９４％

※ 「子供と向き合う時間」とは、休み時間や放課後等において、子供たちの様子を観察したり、遊んだり、相談にのったりする時間のことを指す。

※ ①②の数値は、本市Ｒ５年度調査結果（①７９％②８４％）から、県プランの数値目標（Ｒ８年度までに１０ポイント改善）を反映させ設定。

（３）年次有給休暇の取得促進（年休取得率の向上）

- 年次有給休暇を「特別な場合に取得するもの」ではなく、計画的・日常的に取得す

るものとして位置付け、心身の健康保持と意欲向上を図るため、年休取得率の向上を目指す。

なお、本ガイドラインは「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、この目標を遵守することのみを求めるものではない。

さらには、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、本ガイドラインの趣旨に反するものであり、厳に慎むこととする。

5 袖ヶ浦市教育委員会の働き方改革の取組

学校における働き方改革の推進にあたっては、令和7年6月に改正された指針の中で、(i) 学校以外が担うべき業務、(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務、(iii) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、と整理された。

本市では、それぞれについて次に示す内容に取り組むこととする。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等<ul style="list-style-type: none">・ 保護者や地域住民、地区住民会議等関係団体等による通学路の見守り活動を推進する。② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応<ul style="list-style-type: none">・ 学校閉庁日や夜間、週休日等における学校以外の緊急時の連絡体制（市役所等）を確保しつつ、自動音声対応機能付き電話機（システム電話）を設置する。・ 木更津警察署管内学校警察連絡委員会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。③ 学校徴収金の徴収・管理<ul style="list-style-type: none">・ 給食費の公会計化・ 公金取扱マニュアルの見直しや先行導入事例の情報共有など、学校集金システム導入に向けた環境整備を推進する。④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応<ul style="list-style-type: none">・ 県のスクールロイヤーや学校問題解決支援チームを積極的に活用できるよう周知・啓発を図るほか、その活用に係る事務量削減を図る。 |
|--|

(ii)教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑤ 調査・統計等への回答
 - ・調査のうち、市教委で回答できるものについては学校へ依頼しないよう努めるとともに、市から学校へ発出する文書の縮減に努める。
 - ・校務支援システムの機能等を活用することにより、文書収受や調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・事務職員やスクール・サポート・スタッフなど教師以外の積極的な参画により、教師の事務処理に係る負担を軽減する。
 - ・学校事務体制の強化のために、共同学校事務室の開設に向けた準備を進める。
- ⑥ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理に ICT インストラクターを活用する。
- ⑦ 校内清掃
 - ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、清掃指導や清掃時の見守りへの保護者や地域住民等の参画などを推進する。
- ⑧ 部活動
 - ・袖ヶ浦市部活動ガイドラインの遵守
 - ・部活動の地域展開・地域連携の推進を推進し、「陸上」「野球」「剣道」の休日の地域移行を実施する。

(iii)教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑨ 給食の時間における対応
 - ・学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築する。
- ⑩ 授業準備
 - ・印刷や物品等の準備など補助的な業務に対するスクール・サポート・スタッフ等支援員の参画を推進する。
- ⑪ 学習評価や成績処理
 - ・採点作業や提出状況の確認など補助的な業務に対するスクール・サポート・スタッフ等支援員の参画を推進する。
 - ・校務支援システムを始めとしたデジタル技術の活用を推進する。
- ⑫ 学校行事の準備・運営
 - ・事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等支援員の職務を明確化し、教師との協働を促進する。
 - ・学校管理規則の改正により学年始め休業の平日5日間を確保する。
- ⑬ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協働を促進する。
 - ・市教育支援教室の機能強化や校内適応教室の充実を図る。
 - ・特別支援教員、児童生徒支援員、医療的ケアのための看護師など支援が必要な児童生徒のためのスタッフを配置する。
 - ・市教育委員会担当指導主事が学校を巡回訪問し、支援に係る助言や関係機関との連絡調整等を行う。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086時間単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 保護者及び地域住民に対して、教職員の勤務時間について周知し、理解と協力を求める。
- 人事評価制度の項目に「業務改善」の視点を盛り込むことにより、具体的な行動目標と進行管理により本ガイドラインの推進を図る。

(3)教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- 勤怠管理システムを活用し、教職員の勤務時間について正確な把握を行う。
- 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 心身の健康問題についての相談体制を整備する。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を図る。
- 夏季休暇（6日間）の完全取得、年次有給休暇のまとまった取得、記念日休暇の取得等を促進する。
- 長期休業期間中に学校閉庁日（年間5日間）を実施する。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、本市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本ガイドラインの周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本ガイドラインに基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本ガイドラインの内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

【付録】君津地方4市の各学校における働き方改革の具体的な取組例

(1) 業務改善の推進について（中学校は部活動を含む）

No.	項目	取 組 事 例
1	諸表簿	■提出書類等の簡略化 ・教科経営案、復命書（児童生徒の引率・県外出張は除く）、旅行届の廃止 ・学級経営案 6年間をA3 1枚に集約（小学校） 「学級経営案」を「目標申告」に代える ・週案は授業進度等について記入するが、コメント欄の記入は強制しない ・校務支援システムの活用 ・通知表の総合所見を学年末の1回にした ・通知表の発行を年間2回 ・成績処理日の設定
2	諸表簿	■週案の隔週提出 ・2グループに分けて、隔週の提出 ・管理職等のコメントは、ローテーションで1名とする
3	諸表簿	■行事予定、下校時刻の通知の一本化 ・統一各学年（学級）で出す便りの下校時刻や行事予定をなくし、学校からの便りで統一した
4	研 修	■金曜日課の創設と校内研修の工夫 ・金曜日課は清掃をカットし15分早く児童を下校させ、研修時間を確保 ・年間の回数を見直し、自主研修 ・官制研修（初任研、フォローアップ研修、中堅研修など）の活用
5	研 修	■校内研修の効率化 ・指導案検討は行わない。各自の希望により講師を招聘し、個人的に相談する ・研究紀要は発行しない
6	行事精選	■募集作品の精選 ・夏休みの作品募集について大幅なカットを行う
7	行事精選	■運動会の見直し ・運動会を半日開催に短縮し競技の見直しを行う
8	行事精選	■マラソン大会廃止 ・マラソン練習は行うが、大会は廃止
9	行事精選	■陸上練習の効率化 ・朝練習の廃止 ・日課表を組み直し、4～6年の合同体育を6校時に組み入れて陸上の練習を行う（小学校）

10	行事精選	■家庭訪問の実施形態変更 ・全家庭を訪問しての保護者との面会を廃止し、生徒の自宅住所の確認を目的とし、面会希望者のみ訪問、面会実施に変更
11	デジタル化	■学校評価アンケートのデジタル化
12	デジタル化	■デジタル採点システムの導入（有料）
13	デジタル化	■職員会議の資料の電子化 ・資料を PDF にし職員用校務パソコンから閲覧できるようにした
14	日課時程	■日課時程の工夫 ・小学校の週指導時数を 29 時間から 28 時間にする ・休み時間の短縮（10 分→5 分） ・朝読書や清掃・休み時間等を見直し、冬季 5 時間にして部活動の時間を確保しつつ授業時間も確保する（中学校）
15	指導体制	■5，6 年生の教科担任制 ・学級担任が学年分（3 学級）の教科を 1 教科担当
16	事業仕分	■事業仕分け会議の実施 ・複数の少人数グループで校内の事業について、話し合い、各グループが提案。実現可能なものについて、取り組む ・グループ構成はベテラン層・ミドル層・若年層の 3 人構成
17	養護教諭	■朝の早い時間帯でやっていた校舎内の見回り ・トイレトペーパー補充や窓開けのための見回りをできるタイミングに変更
18	養護教諭	■使い捨てのものを使用 ・視力検査の斜眼子 ・歯科検診の歯鏡 ・耳鼻科検診の舌圧子
19	養護教諭	■保健だよりを連絡があるときのみ発行 ・月 1 回発行ではなく、連絡があるときのみ発行している
20	養護教諭	■毎月実施する生活習慣チェックをデジタル化
21	養護教諭	■スクール・サポート・スタッフの活用 ・健康診断表への入力補助や確認
22	事務職員	■各種マニュアルの作成や見直し ・学校徴収金マニュアル ・教員向け事務処理マニュアル ・事務職員向けマニュアル
23	事務職員	■PC の事務共有フォルダの作成
24	事務職員	■修学旅行積立の廃止 ・修学旅行業者へ直接振り込み
25	事務職員	■学校徴収金の会計報告 ・保護者宛の会計報告を「毎学期末」から「年度末」の 1 回に変更

(2) 部活動の負担軽減

No.	項目	取 組 事 例
1	取組時間	■ノー部活デーを週毎の設定の他、さらに月1回の実施
2	取組時間	■部活動（朝練習）の見直し ・冬季の朝練習を実施しない。 ただし、大会を控えている場合は、保護者の同意を得て、顧問が校長に申請し、活動を許可する
3	取組時間	■部活動平日2日朝放課後練習なし

(3) 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

No.	項目	取 組 事 例
1	意識改革	■働き方改革推進委員の任命
2	意識改革	■退勤予定時刻の視覚化（「カエルボード」の活用） ・定時退勤の予定日を出勤札にマグネットにより視覚化することで、本人の意識を高めるとともに、他職員にも伝えることで業務支援につなげ、定時退勤を実行 ・自分の業務を計画的に進める意識を持ち、メリハリをつけた働き方を行う
3	取得促進	■年休を計画的に取得 ・学年内で月や週を決めて取得
4	取得促進	■夏季休業中の職員出勤日をなくす
5	時間外勤務抑制	■勤務時間外の電話の取扱い ・保護者宛て文書にて、本校の勤務時間の周知
6	養護教諭	■養護教諭の不在を提示 ・資料の養護教諭不在 Ver.や消毒等も養教不在時のものを必ず提示して、いつでも休めるようにしてある

(4) 学校を支援する人材の確保

No.	項目	取 組 事 例
1	ボランティア	■草刈りボランティア募集
2	ボランティア	■ボランティア活動の推進 ・改めて学校支援ボランティアを保護者、地域に募集した

(5) 学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進

No.	項目	取 組 事 例
1	連絡方法	■電話連絡の改善 ・保護者への電話連絡は勤務時間内に行う。仕事で出られない保護者にも早い時間に連絡して携帯電話に着信を残すことで、折り返しの連絡をしてもらう
2	連絡方法	■電子メール・SNSの活用 ・PTA活動について、メールやSNSで企画や運営を行う
3	PTA	■PTA役員会議の見直し ・回数を減らし、時間を短縮する
4	デジタル化	■PTA 総会の書面開催 ・総会資料はホームページに掲載
5	地域 学校 連携	■登校時の見守りの役割分担 ・PTAや地域の方々が立つ場所については職員が重ねて立つことをせず任せる
6	地域 学校 連携	■資源回収合同実施 ・学区の中学校と合同で資源回収を実施
7	地域 学校 連携	■登校指導の改善 ・PTAと一緒にいていたが、協力を依頼し、登校指導はPTAだけの実施とした。勤務時間内の下校指導の強化へつなげた
8	養護教諭	■学校医との連絡
9	養護教諭	■中学校区で合同開催 ・中学校区での学校保健委員会を開催した。

(6) 方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

No.	項目	取 組 事 例
1	PDCA	■学校の重点目標・経営方針に働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともに PDCA サイクルを構築する（校長） ・重点目標・経営方針に働き方改革の視点 ・年度末までに点検・評価・見直し ・全教職員に内容を周知
2	項目設定	■学校経営方針や目標申告の項目に、必ず「業務改善」の項目を設定し、働き方改革の具体的な成果が得られるよう取組を推進するとともに、教職員一人一人の「意識改革」を図る（校長）
3	視点設定	■重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに働き方に関する視点を盛り込む（教職員）

※取組等の詳細については、袖ヶ浦市教育委員会にお問い合わせください

【連絡先】 袖ヶ浦市教育委員会 学校教育課
電話 0438-62-3727